

議案第22号

つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年つくば市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第2条及び第3条中「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第2条及び第3条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年つくば市条例第57号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第9条（略） （職員）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>（1）—（10）（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>第11条—第21条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条（略） （設備の基準に関する経過措置）</p> <p>第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所（以下「既存事業所」という。）についての第9条第2項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない」とする。</p> <p>（職員に関する経過措置）</p> <p>第3条 施行日から令和7年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したものとあるのは、「修了したもの（令和7年3月31日</p>	<p>第1条—第9条（略） （職員）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事 _____ が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>（1）—（10）（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>第11条—第21条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条（略） （設備の基準に関する経過措置）</p> <p>第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成32年3月31日までの間、この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所（以下「既存事業所」という。）についての第9条第2項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない」とする。</p> <p>（職員に関する経過措置）</p> <p>第3条 施行日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したものとあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日</p>

までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

2 施行日から令和7年3月31日までの間、既存事業所についての第10条第4項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とする。ただし、1の支援の単位を構成する児童の数については、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない」とする。

までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

2 施行日から平成32年3月31日までの間、既存事業所についての第10条第4項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とする。ただし、1の支援の単位を構成する児童の数については、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない」とする。